「人事行政の運営等」および「市職員の給与等」の状況について

問い合わせ　人事課　緯38-2018

本市では、非常に厳しい財政状況のもと、全職員の給与について削減措置を実施しています。特別職については、給与・期末手当・退職金において、市長20%、助役17%、収入役・教育長15%減額し、一般職の職員の給料月額についても、部長級12%から係員２%の減額をし、また管理職手当や期末勤勉手当等についてもその職務に応じた率の減額を行っているところです。

今回は、「芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」第６条の規定に基づき、平成16年度の人事行政の運営等の状況と市職員の給与や職員数の実態を公表し、今後とも「行政改革実施計画」に基づき給与水準や職員数の適正化に努めていきます。

①人件費の状況(普通会計予算)

区　分	住民基本台帳人口（16年度末）	歳　出　額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	（参考）15年人件費率
平成16年度	人 90,024	千円 40,450,446	千円 121,867	千円 9,206,354	% 22.8	% 22.5

②ラスパイレス指数の状況

	11年度	16年度
ラスパイレス指数	105.8	96.9

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。

③－１　任命権者別一般職の職員の任免および職員数の状況【( )内は再任用短時間勤務職員で外数】　（※は、退職による減員を補充）

区　分	16年４月１日現在の職員数 (a)	採用の状況 16年度採用 (b)	17年４月１日 (c)	計 (d=b+c)	退職の状況(16年４月２日～17年４月１日) 定年退職 (e)	普通退職 (f)	死亡 (g)	その他 (h)	計 (i=e+f+g+h)	17年４月１日現在の職員数 (j=a+d-i)
市長部局	539(10)	0	5(6)	5	9	2	1	24	36	508(16)
芦屋病院	217	17	18(1)	35	1	36	0	20	57	195(1)
議会	7	0	0	0	1	0	0	-1(※)	0	7
教育委員会	195(4)	0	0(2)	0	4	1	0	3	8	187(6)
選挙管理委員会	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
公平委員会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
監査委員	3	0	0	0	0	0	0	1	1	2
水道部	36(3)	0	0(2)	0(2)	1	0	0	-1(※)	2	36(5)
消防本部	93	0	0	0	1	0	0	4	5	88

③－２　部門別職員数(教育長を含む一般職)の状況と主な増減理由

部門		区分	職員数（人） 平成16年４月１日	平成17年４月１日	対前年増減数(人)	主な増減の理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	7	7		組織改正
		総務	119	106	▲13	
		税務	40	39	▲１	
		民生	171	169	▲２	事務事業の見直し
		衛生	71	66	▲５	
		商工等	4	4		
		土木	83	73	▲10	
		小計A	495	464	▲31	
	特別行政部門	教育	196	188	▲８	人材派遣等業務委託
		消防	93	88	▲５	
		小計B	289	276	▲13	
	合計	A＋B	784	740	▲44	
公営企業等会計部門		病院	217	195	▲22	退職不補充　等
		水道	36	36		
		下水道	37	36	▲１	
		その他	21	21		
		小計C	311	288	▲23	
合計		A＋B＋C	1,095 【1,181】	1,028 【1,138】	▲67 【▲43】	※【 】内は、条例定数の合計

③－３　年齢別職員構成の状況(教育長を除く一般職)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計（人）
平成12年４月１日現在	0	45	94	110	78	123	118	176	208	146	135	2	1,235
平成17年４月１日現在	0	17	83	106	96	78	103	111	142	162	127	2	1,027

③－４　定員適正化計画の数値目標および進捗状況(教育長を除く一般職)

部門	区分	平成15年４月１日	平成16年４月１日〈１年目〉	平成17年４月１日〈２年目〉	平成15年～17年 合計	平成24年４月１日 数値目標
普通会計職員数	減員	――	58人	67人	125人	――
	増員	――	37人	23人	60人	――
	差引	――	▲21人	▲44人	▲65人(▲8.1%)	▲200人
	職員数	804人	783人	739人	――	604人
人口1,000人当り		9.10人	8.74人	8.21人	――	――

※計画期間は、平成15年～24年の10年間

※(　)内は、数値目標に対する進捗率

※平成22年４月１日現在の普通会計職員見込み数は、約650人

③－５　昇任(昇格)試験の状況(一般職は実施せず)

消防副士長から消防士長への昇任(昇格)者	１人
消防士長から消防指令補への昇任(昇格)者	１人

④－１　職員の給与状況【部門別給与等の状況(16年度決算)】　(単位:円)

区分	給料	職員手当	共済費	合計
市長部局	2,037,861,567	2,298,784,480	558,219,616	4,894,865,663
芦屋病院	816,002,414	832,067,015	209,725,716	1,857,795,145
議会	34,707,000	30,929,036	9,150,325	74,786,361
教育委員会	943,611,630	71,108,494	264,758,908	1,279,479,032
選挙管理委員会	13,568,400	10,715,713	3,518,008	27,802,121
公平委員会	4,977,600	4,737,749	1,309,660	11,025,009
監査委員	14,710,200	11,543,049	3,849,907	30,103,156
水道部	170,806,800	152,343,244	44,755,831	367,905,875
消防本部	365,710,200	360,882,031	99,416,959	826,009,190
合計	4,401,955,811	3,773,110,811	1,194,704,930	9,369,771,552

④－２　職員の給与状況【職員の平均年齢、平均給料月額・平均給与月額の状況】

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	備考
一般行政職	45.36歳	362,750円	492,001円	平成17年４月１日現在
技能労務職	48.09歳	371,577円	459,271円	

※平均給料月額は、４月に職員に支給される基本給としての給料を職員数で除したものです。

※平均給与月額は、４月に職員に支給される給料と毎月決まって支給される職員手当(扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、管理職手当)の合計額を職員数で除したものです。

④－３　職員の給与状況【職員の初任給・平均給料月額の状況(平成17年４月１日現在)】

区分		初任給	２年後の給料	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	171,600円	186,600円	277,600円	328,733円	362,133円
	高校卒	143,200円	156,500円	231,000円	291,400円	322,100円

※初任給、２年後の給料は運用上の見込額。経験年数10年、15年、20年は平均値。

④－４　職員の給与状況【職員手当の状況(平成17年４月１日現在)】

手当の種類	内容　＜芦屋市＞	内容　＜国＞
扶養手当	国の内容と同じ １人当たりの平均支給額(16年度決算)　218千円	配偶者　13,500円 配偶者以外　２人まで　各 6,000円 その他　5,000円 特定期間の加算(※１)　5,000円 (※１)特定期間の加算とは、扶養親族の子のうちに満15歳から満22歳にある子がいる場合に子どもの金額に加算する額
調整手当	国の内容と同じ １人当たりの平均支給額(16年度決算)　466千円	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の10%
住居手当	家賃支払者　34,150円以内 ローン償還者　15,250円以内 持家居住者　8,550円 単身者　6,350円 １人当たり平均支給額(16年度決算)　185千円	家賃支払者　27,000円以内 ローン償還者 (住宅を新築または購入した時点から５年間)　2,500円
通勤手当	交通機関利用者　６カ月定期代相当額 交通用具利用者　通勤距離に応じて支給 (限度額:月55,000円) １人当たり平均支給額(16年度決算)　187千円	交通機関利用者　55,000円以内 交通用具利用者　24,500円以内 交通機関と交通用具併用者　55,000円以内
特殊勤務手当	国の内容と同じ １人当たり平均支給額(16年度決算)　116千円	著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務等に従事したとき
期末・勤勉手当	支給率は国と同じ 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務加算　4.5%～14% １人当たりの平均支給額(16年度決算)　1,690千円	(16年度実績)　６月期　12月期　合計 期末　1.4月分　1.6月分　3.0月分 勤勉　0.7月分　0.7月分　1.4月分
退職手当	国の内容と同じ １人当たりの平均支給額(16年度決算)　29,305千円	(支給率)　勤続20年　勤続25年　勤続35年 普通　21.0月分　33.75月分　47.50月分 定年等　27.3月分　42.12月分　59.28月分
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 １人当たりの平均支給額(16年度決算)　143千円	※国の名称は「超過勤務手当」。正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員が、実際に正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給
管理職手当	部長　100,440円 次長　82,720円 課長　72,200円 課長補佐　59,520円 主査　41,710円 校長　82,720円 教頭　62,700円 「行政改革実施計画」に基き19年３月末までの間、左記の金額から３～７%を減額した左記の金額を適用	※国の名称は「俸給の調整額」。勤務の複雑度・困難度および責任の度合いに基づき、かつ勤労の強度・勤務時間・勤労環境、その他勤務条件を考慮し支給する

④－５　職員の給与状況【特別職の報酬等の状況(平成17年４月１日現在)】

区分		給料月額等
給料	市長	857,600円
	助役	742,020円
	収入役	629,000円
報酬	議長	737,200円
	副議長	652,650円
	議員	590,900円
期末手当	市長	(16年度支給割合)　4.4　月分
	助役	
	収入役	
	議長	(16年度支給割合)　4.4　月分
	副議長	
	議員	
退職手当	市長	857,600円×在職月数×0.60(任期毎)
	助役	742,020円×在職月数×0.35(任期毎)
	収入役	629,000円×在職月数×0.27(任期毎)

※平成14年10月１日～18年３月31日の間、市長にあっては、給料および調整手当の20%を、助役は17%を、収入役は15%を減額している。

※平成17年６月１日～19年６月10日の間、報酬月額の５%を減額している。

⑤－１　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況【勤務時間(平成17年４月１日現在)】

職員の勤務時間は、午前８時45分から午後５時30分まで(正午～午後０時45分休憩時間)の１日８時間、週40時間です。市立病院の看護師などで三交代勤務制等により職務に従事する職員もいますが、勤務時間は、週40時間を原則として勤務の割り振りをしています。

⑤－２　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況【休暇等の概要】

休暇等の種類は、年次休暇、療養休暇、産前産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、男性職員の育児参加休暇、育児時間、生理休暇、看護休暇、介護休暇、結婚休暇、忌引休暇、組合休暇、夏季休暇、特別休暇、通学休暇、ボランティア休暇、部分休業、修学部分休業、自己啓発休職、育児休業です。

年次休暇の昨年の平均取得日数は、12.01日です。

⑥　職員の分限および懲戒処分の状況(平成16年度)

区分	分限処分 降任	免職	休職	降給	失職	懲戒処分 戒告	減給	停職	免職
人数(人)	0	0	12	0	0	0	0	0	0

休職とは、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合などに、職員に職を保有させたまま、一定期間職務に従事させない処分です。

⑦　職員の研修状況(平成16年度実績)

区分	受講者数	内容
独自研修	延べ1,351人	階層別研修、人権研修、男女共同参画研修、公務員倫理研修、普通救命講習会、文書法制研修、個人情報保護制度研修、労働安全衛生研修、広報研修、危機管理研修、電子自治体対応研修、接遇 リーダー養成研修等
派遣研修	延べ　153人	自治大学校、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、兵庫県自治研修所、阪神広域行政圏協議会、近畿都市職員専門研修、兵庫県自治協会、全国建設研修センター、兵庫県まちづくり技術センター、地方自治情報センター研修等

⑧－１・２　職員の福祉および利益の保護の状況【厚生福利制度・公務災害補償の概要】

職員の厚生福利制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の元気回復、その他厚生に関する事業を行っています。事業費は、職員の掛金および市の負担金などで運営されています。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員の掛金と市の負担金により、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（人間ドック事業等）を行っており、厚生年金、国民年金、健康保険および国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

平成16年度	傷病	死亡
公務災害	6	0
通勤災害	0	0

⑨－１・２　公平委員会の業務の状況【勤務条件に関する措置の要求の状況・不利益処分に関する不服申し立ての状況】

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。平成16年度の当初継続事案数 年度中申立事案数 年度中処理事案数 年度末継続事案数は、いずれも０件でした。

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。年度当初継続事案数 年度中要求事案数 年度中処理事案数 年度末継続事案数は、０件でした。

こちら消費生活センターです

緯38-2034(経済課内)

預金者保護法が成立

銀行のキャッシュカードやクレジットカードを、勧められるままたくさん作っている人は多いと思います。最近、カードの情報を盗んで偽造カードを作り、本人が全く気付かないうちに不正使用するといった犯罪が多発しました。

不正に預金を引き出された預金者の被害救済を求める声が高まる中で、被害補償を金融機関に義務づける「偽造・盗難キャッシュカード預貯金者保護法」が成立し、来年二月から施行されます。

【法の主な内容】

●補償対象取引：偽造や盗難カード（通帳）を用いて機械で引き出されたもの。

●補償対象期間…盗難の場合は、金融機関に通知した日の三十日前以降（ただし盗難から二年以内に通知）。偽造の場合は定めなし。

●被害の補償内容

偽造カード被害…預金者に故意・重過失がない場合は全額補償。

盗難カード被害：「金融機関への速やかな通知」「金融機関への事情・状況の説明」「捜査機関への届出」の三要件を満たし、本人に重過失がない場合、過失の度合いに応じて補償（暗証番号の管理に問題がある場合、補償は七五%）。※本人の重大な過失とは①他人に暗証番号を知られた場合②暗証番号をカードに書いていた場合③他人にカードを渡した場合等です。

これを機に、私たちも利用金融機関の改定約款を確認し、カードの正しい管理を心がけましょう。

12月 テレビ広報番組ガイド

芦屋市広報番組　あしや30サーティーmin.		放送時間〔30分〕
芦屋市政キララ	地域で支える超高齢化社会 ～在宅介護支援センター～	①8:00 ②11:30
広報トピックス	生活安全推進会議 総合公園オータムフェスタ2005	③16:00 ④19:30 ⑤22:30
芦屋の中のポーランド	ヤドヴィガ・スクフィエシさん	
ミニ特集	年末年始のお休み情報	※ビデオテープ貸出可
市民の時間	障がい者にとっての障害とは…	

※ J-COMスペシャルデー」のため、12月1日(木)④⑤・25日(日)④の放送はありません。

■番組に関する問い合わせ　広報課　緯38-2006　■CATV全般に関する問い合わせ㈱ケーブルネット神戸芦屋(J：COM)カスタマーズセンター　錆0120-13-8160

ヒューマンライツシアター

コーラス

■日時　12月10日(土)①午前10時30分～午後０時７分②午後１時30分～３時７分　■会場　上宮川文化センター

■内容　1949年フランスの片田舎。貧しい親元から離れて寄宿学校で暮らす子どもたちと、１人の音楽の先生との出会いを描いた映画。〈監督〉クリストフ・バラティエ〈出演〉ジェラール・ジュニョ／フランソワ・ベルレアン／ジャン＝バティスト・モニエ他　■定員　各回とも100人(当日先着順)

問い合わせ　上宮川文化センター　緯22-9229

講演「さぁ行くぞ、ベイビー！」

～子どもを地球に連れだして～

■日時　12月21日(水)午後２時30分～４時30分　■会場　市民センター料理室　■対象　３歳～小学６年生　■定員　先着順・親子16組※親は見学　■参加費　1,000円　■メニュー　クリスマスごはん・じゃがいものスープ・フライドチキン・りんごのX'masケーキ　■持ち物　エプロン、三角巾　■申し込み　下記へ。

高森　拓也氏

問い合わせ　芦屋市人権教育推進協議会事務局　緯38-2091(生涯学習課内)

子どもが作る ファミリー☆クリスマス料理

■日時　12月11日(日)午前10時～午後０時30分　■会場　市民センター料理室　■対象　３歳～小学６年生　■定員　先着順・親子16組※親は見学　■参加費　1,000円　■メニュー　クリスマスごはん・じゃがいものスープ・フライドチキン・りんごのX'masケーキ　■持ち物　エプロン、三角巾　■申し込み　下記へ。

問い合わせ　芦屋市消費者協会　緯38-2179